

飲食店サポート事業助成金 Q&A

【対象経費】

No.	質問	回答
1	助成対象経費は消費税を含みますか？	租税公課（印紙代、消費税等）は助成対象外となります。
2	備品購入および改修の上限金額は1個あたりまたは1か所あたりの金額ですか？	備品は一つあたりの税込単価が10万円未満となります。改修は1か所あたりの税込総額が20万円未満となります。
3	1か所の改修を2枚の領収書に分けていたら助成対象になりますか？	1か所の改修につき、税込総額20万円未満となるため、領収書が2枚に分かれていても合計で20万円を超える場合は対象外となります。
4	助成対象経費の「その他」に手数料があるが、金融機関の振り込み手数料も対象になりますか？	振込手数料は対象外となります。
5	宅配用にバイクを購入したが助成対象（備品購入費）になりますか？	税込総額10万円未満であれば対象となります。
6	宅配用に自家用車を使用していますが、燃料代は助成対象になりますか？	対象外となります。
7	宅配用の自転車やバイクの修理費用は対象になりますか？	改修費用であれば対象となりますが、故障等による修理は対象外となります。
8	2月より前からテイクアウトや宅配をしていたが、拡充のためSNSでの発信用にタブレット端末を購入したが助成対象になりますか？	拡充による必要経費と認められれば対象となります。
9	移動販売は対象となりますか？	対象外となります。
10	こういった経費が対象となりますか？	テイクアウトや宅配の告知をするためのチラシや看板の作成費、宅配等に利用するバイク等のレンタル料、宅配等を行うためのシステム導入費、各種宅配代行サービス登録料などが対象となります。ご不明な経費については、個別にご相談ください。
11	宅配を始める際に必要となる「保冷庫」等の厨房機器、調理機器は対象となりますか？	対象となります。ただし、税込単価10万円未満の備品に限ります。
12	通信販売（ECサイト）を行いたい対象となりますか？	自店舗で製造したものを、自社のサイトで販売する場合のみ対象となります。自店舗で製造したものを、他社のECサイトで販売する場合や、仕入れたものをそのまま販売する場合は対象となりません。

飲食店サポート事業助成金 Q&A

【対象経費】

No.	質問	回答
13	既に所有している自転車やバイクを宅配用に改造する費用も対象となりますか。	対象となります。ただし、税込総額20万円未満の改造に限ります。
14	支払方法に制限はありますか。	原則として現金払い、金融機関払いとします。クレジットカード払いの場合、実績報告時に証拠書類として「領収書」に加えて「利用明細書」、「利用代金が引き落とされた通帳」等の複数の書類の提出が必要となります。 なお、電子マネーや小切手、手形による支払いは助成対象外となります。
15	クレジットカードやポイントカードについてのポイント分はどのように処理すればよいですか。	支払いに際してついたポイントは助成対象外です。申請の際は除外してください。 例 10,000円（税抜）の経費を支払い、100円分のポイントがついた場合 ⇒助成対象経費は9,900円となります。
16	経費の一部や全てをポイントやクーポンで支払っても問題無いですか。	ポイントやクーポンで支払った部分は助成対象外となります。 例 10,000円（税抜）のうち1,000円をポイントで支払った場合 ⇒助成対象経費は9,000円となります。
17	備品購入の際、申請条件である「税込10万円未満」を満たしていれば、種類や価格に制限はありませんか。	テイクアウト・デリバリーに直接関係があることはもちろん、一般的な市場価格と比べ高価である場合、助成対象経費として認められない可能性があります。
18	クレジットカードで支払った場合、経費の支払いをしたタイミングはいつになるか。	クレジットカードで支払われた場合、原則として口座からの引き落としをもって「支払いが完了した」とみなします。